

# 軽自動車税の税率

軽自動車税は、4月1日現在の所有者または使用者に当該年度分が課税されます。

## ◎原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪、二輪の小型自動車の税率

車両種別		税率	
原動機付自転車および 小型特殊自動車	50ccまで	2,000	
	90ccまで	2,000	
	125ccまで	2,400	
	農耕用	2,400	
	小型特殊	5,900	
	ミニカー	3,700	
二輪(ポートレラーを含む)		125cc超250cc以下	3,600
二輪の小型自動車		250cc超	6,000

## ◎三輪および四輪以上の軽自動車の税率

車両種別		平成27年3月31日までに 最初の新規検査を受けた 車両	平成27年4月1日以後に最初 の新規検査を受けた車両	最初の新規検査から13年を経 過した車両	
三輪		3,100	3,900	4,600	
四輪	乗 用	営業用	5,500	6,900	8,200
		自家用	7,200	10,800	12,900
	貨物用	営業用	3,000	3,800	4,500
		自家用	4,000	5,000	6,000

※最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない車両を新たに使用するときを受ける検査をいいます。  
 ※最初の新規検査から13年を経過した車両は、重課税率が適用されます。(電気自動車等や被けん引車には適用されません)  
 ※平成15年10月14日以前に最初の新規検査を受けた車両は、車検証に年しか記載されていないため、その年の12月を基準として判定します。

## 軽自動車税の税率を軽減する特例措置【グリーン化特例(軽課)】

対象:平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した、排出ガス性能と燃費性能の優れた環境負荷の小さい四輪と三輪の軽自動車。(新車に限る)

### ◆特例措置後の税率

#### ①税率約75%軽減

平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない電気自動車・天然ガス自動車

#### ②税率約50%軽減

平成17年排出ガス規制に適合し、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ない揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車のうち

ア 平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良い乗用車

イ 平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良い貨物用車

#### ③税率約25%軽減

平成17年排出ガス規制に適合し、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ない揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車②以外のもののうち

ア 平成32年度燃費基準値を満たす乗用車

イ 平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良い貨物用車

### ◆特例措置後の税額(平成28年度)

車両種別		①約75%軽減	②約50%軽減	③約25%軽減	
三輪		1,000	2,000	3,000	
四輪	乗 用	営業用	1,800	3,500	5,200
		自家用	2,700	5,400	8,100
	貨物用	営業用	1,000	1,900	2,900
		自家用	1,300	2,500	3,800